

【SBC業務規程変更に係る確認検査範囲の対照表】 説明用

現行規程（業務規程第15条第1項(1)～(3)）			変更後の規程	
(1) 建築物	延べ面積 (敷地内合計)	10,000㎡以下	★延べ面積	★無制限 (機関省令第15条第七号～八号の二を追加)
	階数	地下1階から 地上3階	階数	地下1階から地上3階(変更なし)
(2) 建築設備 (※上記建築物に 付属するもの)	昇降機(乗用)	エレベーター	昇降機(乗用)	エレベーター(変更なし)
		エスカレーター		エスカレーター(変更なし)
	小荷物専用昇降機 (ダムウェーター)	変更なし	小荷物専用昇降機 (ダムウェーター)	変更なし
(3) 工作物 ※法第88条第1項 に該当する工作物 のうち、令第138 条第1項に掲げる 工作物に限る。	煙突(第一号)	業務外	★煙突(第一号)	★新規追加、高さ10m以下
	RC柱・鉄柱・木柱 (第二号)	業務外	RC柱・鉄柱・木柱 (第二号)	変更なし(業務外)
	広告塔等(第三号)	高さ10m以下	★広告塔(第三号)	★高さ不問
	サイロ、物見塔等 (第四号)	業務外	★サイロ、物見塔等 (第四号)	★新規追加、高さ10m以下
	擁壁(第五号)	5m以下	★擁壁 (第五号)	★7m以下、に拡大

★印は今回の規程見直しにおいて取扱い規模等を拡大・追加した事項です。